

顧問契約書

行政書士

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の許認可等に関する書類の作成その他の事務の委嘱について、次のとおり顧問契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（委嘱業務の範囲）

甲は、乙に対し、次の業務（以下「本業務」という。）を委嘱し、乙はこれを受任する。

- 官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成
- 前号の書類の提出手続の代理
- 甲が受けている許認可等の維持管理に関する相談及び助言（変更届、更新申請の時期の管理を含む。）
- 契約書その他の文書の作成に関する相談

2 乙は、その作成が他の法律において制限されている書類については、本業務として受任しない。税務代理及び税務書類の作成、登記申請、訴訟に関する書類の作成その他他土業の独占業務に該当する事項は、本業務に含まない。

3 乙は、前項に該当する事項について甲から相談を受けたときは、適切な専門家を紹介するよう努める。

第2条（個別案件の受任）

許可の新規取得、業種の追加その他個別の案件については、甲乙が、業務の内容、報酬の額及び納期を記載した書面（電磁的方法を含む。）により合意した時に、乙がこれを受任したものとする。

2 乙は、前項の合意をする前に、甲に対し、見積書を提示する。

第3条（甲の協力義務）

甲は、本業務の遂行に必要な資料及び情報を、正確かつ完全に、遅滞なく乙に提供する。

2 甲は、役員、営業所、事業の内容その他許認可等の要件に関わる事項に変更が生じたときは、遅滞なく乙に通知する。

3 前項の通知が遅れたことにより生じた不利益は、甲が負担する。

第4条（乙の義務）

乙は、行政書士法その他の法令及び所属行政書士会の会則を遵守し、本業務を処理する。

2 乙は、行政書士法第12条の定めるところにより、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らさない。本契約の終了後も同様とする。

3 乙は、許認可等の取得又は更新の結果を保証するものではなく、行政庁の審査及び判断に係る事項について責任を負わない。

第5条（報酬及び支払方法）

甲は、乙に対し、本業務の報酬として、月額金 円（消費税及び地方消費税を除く。）を支払う。

2 甲は、前項の報酬を毎月末日限り、乙の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

3 第2条の個別案件に係る報酬は、同条の書面に定めるところによる。

4 登録免許税、証紙代、手数料その他官公署に納付する費用及び交通費等の実費は、第1項の報酬に含まれず、甲が負担する。

第6条（個人情報の取扱い）

乙は、本業務の遂行に際して甲から預託を受けた個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に従い適切に取り扱い、本業務の遂行以外の目的に利用しない。

第7条（免責）

乙は、甲が資料を提供せず、若しくは通知を怠り、又は提供された資料の内容が真実に反していたことにより生じた損害について、責任を負わない。

第8条（損害賠償）

乙は、本業務の処理につき乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

2 前項の賠償額は、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、損害の原因となった行為の時から遡って○年間に甲が乙に支払った報酬の総額を上限とする。

第9条（契約期間）

本契約の有効期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から1年間とする。ただし、期間満了の○か月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、同一の条件でさらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

第10条（解約及び解除）

甲又は乙は、解約しようとする日の○か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解約することができる。ただし、第2条により受任した個別案件が完了していないときは、当該案件についてはなお本契約の定めによる。

2 甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告してもこれが是正されないとき、又は本契約を継続し難い重大な事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

3 本契約が終了したときは、乙は、預かった資料を遅滞なく甲に返還する。

第11条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己及び自己の役員が、暴力団その他の反社会的勢力に該当しないこと、及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、確約する。

2 甲又は乙は、相手方が前項に違反したときは、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

第12条（協議及び合意管轄）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項は、甲乙誠実に協議して解決する。

2 本契約に関する一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

住所

名称

代表者

印

乙

住所

名称

氏名

印